

令和7年6月3日

社会福祉法人ささゆり会
監査結果報告

村田公認会計士事務所
公認会計士 村田智之



I. 理事者及び監事と監査人の責任

1. 計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することです。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにあります。

2. 計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにあります。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行います。

II. 監査の概要

1. 監査の対象となる計算書類

(1) 計算書類

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記をいう。）

(2) 財産目録

令和7年3月31日現在の令和6年会計年度財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）

2. 監査従事者

監査責任者 公認会計士 村田智之
 補助者 公認会計士 田邊宏嗣
 その他 北川直樹
 審査担当 公認会計士 岡森久倫

3. 監査の実施状況

(単位：時間)

主要分野	時期	事業場	計 画	実 績
監査計画の策定	令和6年7月～11月	法人本部、会計事務所	28	28
委託審査	令和6年10月4日	会計事務所	7	7
理事への説明	令和6年11月29日	法人本部	4	4
監事への説明	令和6年11月29日	法人本部	4	4
期中取引の検証	令和6年12月～令和7年3月	法人本部、西庄、魚崎	49	42
実査、残高確認	令和7年4月2日	法人本部	7	7
期末監査	令和7年4月～6月	法人本部	40	47
委託審査	令和7年6月2日	会計事務所	7	7
理事への説明	令和7年6月3日	法人本部	4	4
監事への説明	令和7年6月3日	法人本部	4	4
会計事務所業務	令和6年9月～令和7年6月	会計事務所	46	56
合 計			200	210

(注1) 上記の監査時間は、監査結果報告日までの実績時間と監査結果報告日以降の業務の見込日数に基づいて集計しています。

(注2) 会計事務所業務には、監査契約に係る業務、有価証券に係る会計処理の検討、計算書類の表示の検証手続きの時間を含んでおります。

4. コミュニケーションの概要

(1) 理事者等とのコミュニケーション

①令和6年11月29日

監査計画の概要を説明し、貴法人の外部・内部環境、経営上の重点課題、年度予算の内容、内部統制の整備・運用状況についてディスカッションを実施しました。

②令和7年6月3日

監査結果を報告し、その内容につき説明とディスカッションを行いました。

(2) 監事とのコミュニケーション

①令和6年11月29日

監査計画の概要を説明し、ガバナンスを担う立場からの経営上のリスクや不正や誤謬の有無についての評価等についてディスカッションを実施しました。

②令和7年6月3日

監査結果を報告し、その内容につき説明とディスカッションを行いました。

5. 監査手続の概要

(1) 残高確認

確認基準日	令和7年3月31日			
項目	基準日残高	発送額	回答額	確認先選定基準
銀行預金 (積立資産含む)	3,678,187 千円	3,678,187 千円	3,678,187 千円	全件
	100%	100%	100%	
	33 件	33 件	33 件	
	100%	100%	100%	
借入金	111,050 千円	111,050 千円	111,050 千円	全件
	100%	100%	100%	
	2 件	2 件	2 件	
	100%	100%	100%	
保険積立金	287,439 千円	287,439 千円	287,439 千円	全件
	100%	100%	100%	
	2 件	2 件	2 件	
	100%	100%	100%	
役員保険積立金	34,345 千円	34,345 千円	34,345 千円	全件
	100%	100%	100%	
	1 件	1 件	1 件	
	100%	100%	100%	
有価証券及び 投資有価証券	389,777 千円	389,276 千円	389,276 千円	証券会社保管分 全件
	100%	99.8%	100%	
	6 件	4 件	4 件	
	100%	66%	100%	

(2) 理事者によって行われた見積りの評価

重要な見積り項目：賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金

監査手続：関係部署への質問、議事録等の閲覧、見積りの過程の適切性及び計算の検証

(3) その他の監査手続

上記の監査手続に加えて、理事会、評議員会議事録の閲覧、役職員への質問、分析的手続き、証憑突合、帳簿突合、顧問弁護士への訴訟事件の確認等、当事務所が必要と認める監査手続を実施いたしました。

Ⅲ. 監査の結果

1. 監査意見の形成

(1) 理事者からの確認書（令和7年6月3日付）

監査意見の表明に当たって、計算書類の作成責任が理事者にあること、適用される財務報告の枠組みに準拠して計算書類を作成したこと、会計上の見積りに使用した重要な過程が合理的であること、監査の実施に必要なすべての資料が監査人に提供されたこと、計算書類に重要な影響を与える違法行為がないことなどを確認するための確認書を理事者から入手します。

2. 監査意見

(1) 監査意見

別紙の無限定適正意見を表明する予定です。

(2) 意見に関する除外

該当事項はありません。

(3) 監査範囲の制約

該当事項はありません。

(4) その他

監査人の独立性については、監査報告書日現在において、公認会計士法施行規則等に基づいた独立性が保持されていることについて確認しております。

3. 報告事項

(1) 資産運用の状況について

貴法人は資産運用規程に定める前年度の資金収支計算書における当期末支払資金残高 2,873,816 千円の 30%である 862,144 千円を超過しない範囲で、資産運用を実施しています。当期の運用状況は下記のとおりです。

(単位：千円)

(貸借対照表)	当年度末		前年度末	
	取得価額	帳簿価額	取得価額	帳簿価額
有価証券 (MRF)	59,413	59,413	55,514	55,514
投資有価証券 (外国株式)	212,889	220,869	91,185	116,900
投資有価証券 (外貨建社債)	100,228	108,983	100,228	110,902
合 計	372,530	389,265	246,927	283,316

(事業活動計算書)	当年度	前年度
受取利息配当金収益	7,510	5,772
投資有価証券評価益	7,979	24,909
為替差益 (その他のサービス活動外収益)	△1,658	13,311
合 計	13,831	43,992

当期は、外国株式の値上がり及び為替レートが取得時から円安に振れたことを主因として、13,831 千円の経常増減差額への影響（利益）が発生しています。3ヶ月ごとに開催される資産運用委員会において、資産運用規程 9 条で定められた運用対象での運用が行われることを確認し、運用資産のリスク評価が実施されています。

以 上

監 査 報 告 書

令和 7 年 6 月 7 日

社会福祉法人ささゆり会
理事長 笹山 周作 様

監 事

水石 亮 彦



監 事

黒 澤 中



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 令和6年度事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

会計監査人村田智之の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(別表)監事監査重点項目

事 項		監 事 意 見
法人の組織運営状況 (規程、役員・評議員会・ 理事会)		適正である
法人の組織運営状況 (人事・労務管理)		適正である
事業(活動)状況、施設・ 事業の運営管理状況		概ね適正である
福祉サービスの質の向上 のための取組状況		適正である
社会福祉充実計画の作 成・実施の状況		適正である
法人 及び 事業 の 会 計 状 況	会計帳簿の状況	適正である
	予算の編成状況	適正である
	出納・財務の状況	適正である
	契約状況(契約方法、 入札方法)	適正である
	資産の管理状況	適正である
	経理区分間及び会計単 位間の資金移動状況	適正である
	決算書類の作成状況	適正である
	法人の財務状況等	適正である
その他		